財務諸表の承認について

資料4

1　財務諸表の承認

(1)　地方独立行政法人法の規定

(財務諸表等)

第３４条　地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下**「財務諸表」**という。）を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第４項及び第99条第８号において同じ。）を付けなければならない。

３　設立団体の長は、第１項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　（省略）

(2)　承認基準

合規性の遵守、表示内容の適正性の観点から確認を行い承認するものとする。

(提出期限の遵守、必要書類の確認、監事監査報告書の確認、記載事項の確認、計数の整合性、書類相互間の整合性)

2　財務諸表の承認に係る確認事項

(1)　合規性の遵守【地方独立行政法人法第３４条関係に係る点検】

チェック項目	チェック結果
○提出期限は遵守されたか	■　期限内（６月末） □　期限外（　　）
○必要な書類は全て提出されたか	■　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ■　決算報告書 ■　事業報告書 ■　監事の意見書
○監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか	■　意見なし □　意見あり（　　）

(2)　表示内容の適正性【地方独立行政法人会計基準に係る点検】

チェック項目	チェック結果
○記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか	■　遺漏なし □　遺漏あり（　　）
○計数は整合しているか	■　整合 □　不整合（　　）
○書類相互間における数値の整合は取れているか	■　整合　（3のとおり　　） □　不整合（　　）
○行うべき事業を行っているか	□　収容定員は充足している（90%以上） ■　収容定員は未充足である（90%未満）
○運営費交付金に係る会計処理は適正か	■　期間進行基準の適用事業について、運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認
○剰余金の繰越承認を受けようとする額は適正か	■　本県の承認基準に照らし、剰余金の発生理由及び繰越承認を受けようとする額の算出方法が、本県の承認基準に沿ったものであることを確認

	収容定員①	在籍者数②	充足率②/①
学部	1040	1085	104%
大学院	10	5	50%
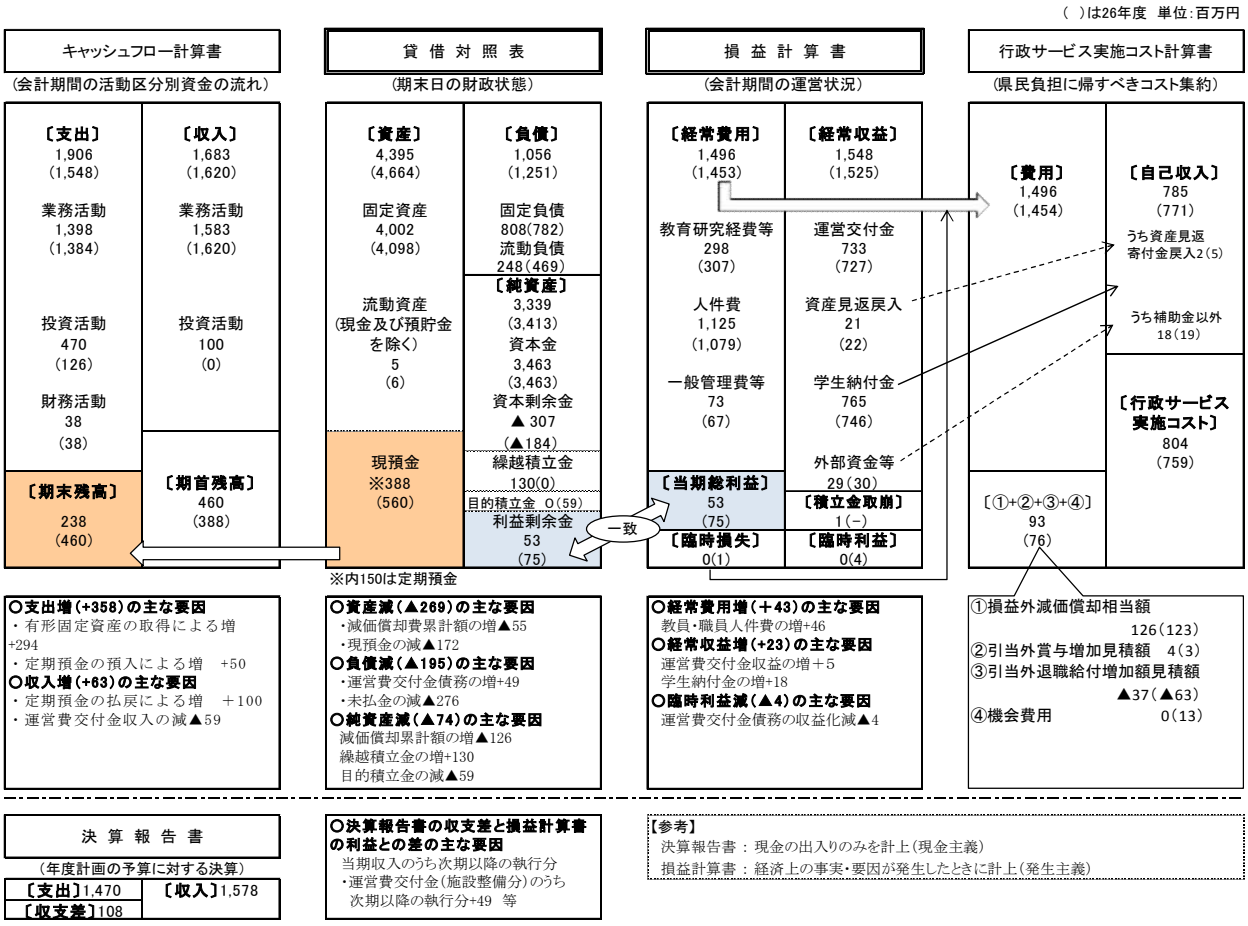
3　財務諸表等の概要及び相互関連図